

# 回 答 書

## 【業務名】

枕崎市地域公共交通計画策定支援業務

該当箇所	質問内容
<p>本仕様書及び実施要領に記載のない事項</p>	<p>① これまでに作成された、公共交通に関する計画書や交通網形成計画書等がありますでしょうか。</p> <p>② 6/18までに提出する書類は参加表明書(様式第1号)のみでよろしかったでしょうか。</p> <p>③ 協議会に参加される方々への謝金等の支払いは契約金額の中に含まれますでしょうか。含む場合、1会議あたりいくらを想定すればよろしいでしょうか。</p>
<p>回答</p>	<p>① 本市においては、今回初めて公共交通に係る計画を策定するため、既存計画はございません。</p> <p>② 1者単独でご参加いただく場合（複数の企業等による企業体（以下「JV」という。）でない場合）、6月18日までにご提出いただく書類は、参加表明書だけです。</p> <p>また、JVで本プロポーザルに参加をすることは可能です。</p> <p>ただし、実施要領の4参加資格等（1）参加資格に列記の事項を満たすことのみを目的とする事業所を含むJVの参加は不可とします。（例：鹿児島県内に本社等があること（連絡機能）しか役割のない企業をJVの構成企業とすることで、参加資格キを満たすJVの参加は不可）</p> <p>なお、JVで参加を表明する場合、以下のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・様式第1号参加表明書の会社名の欄にはJVの名称を記載すること。</li> <li>・委託業務共同企業体協定書のひな形を送付するので、枕崎市地域公共交通活性化協議会事務局（枕崎市企画</li> </ul>

	<p>調整課)に連絡すること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・委託業務共同企業体協定書を参加表明書に添付すること。</li><li>・参加資格の確認に時間を要するため、JVを構成する各事業所の役割、責任者、担当者及び連絡先を明確にした文書(任意様式)についても参加表明書に添付すること。</li></ul> <p>③ 本協議会の委員への報酬は、本協議会の予算に計上していますので、協議会から各委員へ直接お支払いします。</p> <p>外部有識者への謝金等については、本業務の委託料の中に含めてください。金額については、外部有識者の役職等を勘案して適切にお見積りをお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
--	---